



年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

※制度改正により、令和3年度から前年度所得に基づく支給対象期間は、「10月分から翌年9月分まで」に変更になりました。

<対象となる方>

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上である。
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている。
- ・前年の年金収入額※とその他の所得額の合計が881,200円以下である。

※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まない。

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下である。
- ※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。



<請求手続き>

■ 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より8月末から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に氏名などを記入していただき、切手を貼って郵便ポストへご投函ください。令和3年12月31日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

請求手続きは
お早めに！

■ 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

☆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973 / ねんきんダイヤル 0570-05-1165 (ナビダイヤル)



断酒会11月開催日のお知らせ

お酒を断めようと思っても断められない方、お酒の異常飲酒でお困りの家族の方、断酒会に参加して一緒にお酒を断めましょう。

■ 浮羽断酒友の会 19:00～

2日・16日（火）うきは市民センター

【問】中野 淳一 ☎090-3605-6724

■ 浮羽断酒会 20:00～

1日・8日・15日・29日（月）総合福祉センター

22日（月）朝倉市総合市民センター

【問】田中 義嗣 ☎0943-72-2890